

令和
8年度

事業者向け

脱炭素支援 補助金



- 事業者向け次世代自動車補助金
- 事業者向けとよた・ゼロカーボンドライブ補助金
- 事業者向け太陽光発電設備設置事業費補助金

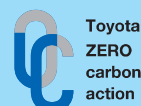
お問合せ

豊田市環境政策課補助金窓口
(豊田市役所環境センター1階)

TEL 0565-41-7391 FAX 0565-41-7392

Email ecolife@city.toyota.aichi.jp

月曜日～金曜日 午前9時00分～午後4時00分
(土日祝日、年末年始の閉庁日は、受付できません)



豊田市

令和8年4月発行 Ver1

どの補助金の 申請対象者に該当するか 見てみましょう！

		 太陽光発電設備	 蓄電池	 V2H	 外部給電機能付 次世代自動車 (BEV、PHEV)	 外部給電機能付 次世代自動車 (FCEV、超小型EV)	 FCトラック	 充電設備	 生産設備等 (生産・研究又は 開発の用に供する償却資産)
事業者向け外部給電機能付次世代自動車普及促進事業補助金 P3	補助率 車両本体価格の5% 上限 22万円 ※充電設備を同時設置で上限2万上乗せ ※車両ごとに設定	—	—	—	● (単体補助)	● (単体補助)	—	● 条件あり 3	—
事業者向け とよた・ゼロカーボン ドライブ補助金 P4	再エネ型BEV / 再エネ型PHEV 補助率 設定無し 上限 150万円 ※車両ごとに設定	—	—	—	● 条件あり 2	—	—	—	—
	再エネ型V2H 補助率 1/2+10万円 上限 85万円	—	—	● 条件あり 2	—	—	—	—	—
	再エネ型充電設備 補助率 1/2 上限 30万円	—	—	—	—	—	● 条件あり 2	—	—
事業者向け 太陽光発電設備設置 事業費補助金 P5~6	太陽光PPA・リース 補助率 5万円/kw 上限 250万円	● 条件あり 1	—	—	—	—	—	—	—
	再エネ型V2H 補助率 1/2+10万円 上限 85万円	—	—	● 条件あり 2	—	—	—	—	—
豊田市設備投資 奨励金 P7	最低投資額 中小企業1,000万円、大企業3億円 補助率 中小企業20%、大企業10% ※製造業・ソフトウェア業 等	●	● 条件あり 4	—	—	—	—	—	●
豊田市新エネルギー活用 促進補助金 P7	補助率 対象経費の1/2 上限 3,000万円~1億円※1 ※製造業・運輸業の一部・ソフトウェア業 等	●	● 条件あり 4	—	—	—	—	—	—
事業者向け FCトラック普及促進事業 補助金 P7	補助率 車両本体価格と通常車両価格との差額1/12 ※メンテナンスリース料差額相当額1/12も上乗せ 上限 車両区分(大型・小型)により異なります※1	—	—	—	—	—	●	—	—

補助金対象条件

条件 1	リース or PPA方式での導入 (補助対象者は、リース or PPA事業者)。	条件 2	再エネ由来の電気※2で給電できる (太陽光発電設備を設置している又は 同時に設置する)。	条件 3	外部給電機能付次世代自動車(BEV・PHEV)を 同時に購入する。	条件 4	太陽光発電設備を同時に設置する。
---------	---	---------	--	---------	--------------------------------------	---------	------------------

※1 豊田市SDGs認証(ゴールド、シルバーに限る)を実績報告までに取得している場合、補助上限が上がります。
※2 再エネ由来の電気とは、太陽光発電設備で創った電気や再エネ電気契約をしている電気のこと。

事業者向け

最大 **22** 万円補助

購入した車両	A 車両に対する補助 (車両ごとに設定)	B 付帯設備等への補助 (A に上乗せ加算)	最大補助額 A + B	主な要件	
 PHEV・BEV	上限20万円	充電設備 (標準装備の場合は対象外)	上限2万円	最大22万円	・自家用車であること ・補助金を受けようとする年度の4月1日以降に新車登録された車であること
 FCEV	上限15万円	—	—	最大15万円	
 超小型EV	上限7.5万円	—	—	最大7.5万円	

道路交通法施行規則別表第2で定義されている「ミニカー」の内、定格出力が0.25kWを超え0.6kW以下の電動機を有する三輪以上のものであって、標識交付証明書にミニカーと記載されているもの。

☒ 豊田市税を滞納していない


新車登録
(又は支払完了)

 交付申請
実績報告書提出

市の

 交付決定通知

 補助金支払い

新車登録日又は補助対象自動車の支払完了日のいずれか遅い日から**2か月以内**。
ただし、令和9年3月31日(水)より後には提出できません。
※分割払い又はリース契約の場合は、分割払い契約日・リース契約日を支払完了日とします。

申請にあたっては、補助金交付要綱、申請ガイド等を必ずご確認ください。



事業者向け

The diagram illustrates a power distribution system. On the right, a solar panel is connected to a central unit labeled '再エネ型 V2H' (Renewable Energy V2H). This unit is connected to two charging stations labeled '再エネ型 充電設備' (Renewable Energy Charging Equipment). From these charging stations, power is distributed to two vehicles on the left: a red car labeled '再エネ型 BEV (電気自動車)' (Renewable Energy BEV (Electric Vehicle)) and a blue car labeled '再エネ型 PHEV (プラグインハイブリッド車)' (Renewable Energy PHEV (Plug-in Hybrid Vehicle)). Red arrows indicate the flow of power from the solar panel through the V2H unit and charging equipment to the vehicles.

種 別	再エネ型BEV	再エネ型PHEV	再エネ型V2H	再エネ型充電設備
補 助 率	車両ごとに設定※1	車両ごとに設定※1	1/2+10万円	1/2
上 限 額	150万円	105万円	85万円	30万円
要 件	・再エネ電気 で給電でき、1年間の再エネ発電量で車両の走行による年間消費電力量を賄うことができること ・自家用車両であること ・国CEV補助金及び市EF補助金の補助対象自動車であること ・補助金を受けようとする年度の4月1日以降に新車登録された車であること			・外部給電機能付次世代自動車(BEV、PHEV、FCEV)を所有していること ・再エネ電源に接続すること ・賃貸借でないもの ・経産省補助金の補助対象機器であること

※本県野金と豊田市が実施する事業表向け外部給電機能付次世代自動車普及促進事業補助金は併用不可です。

☒ 豊田市税を滞納していない

```

graph LR
    A[申請者] --> B[1回目の申請  
導入設置予定届出書]
    B --> C[設置 対象設備の]
    C --> D[2回目の申請  
交付申請  
兼実績報告書提出]
    D --> E[市の審査]
    E --> F[交付決定  
通知]
    F --> G[補助金  
支払い]
    
```

申請者

豊田市役所

1回目の申請
導入設置予定届出書

設置 対象設備の

2回目の申請
交付申請
兼実績報告書提出

市の審査

交付決定
通知

補助金
支払い

対象設備の導入設置完了日から**2か月以内**。
ただし、令和9年2月15日(月)より後には提出できません。

申請にあたっては、補助金交付要綱、申請ガイド等を必ずご確認ください。詳細は

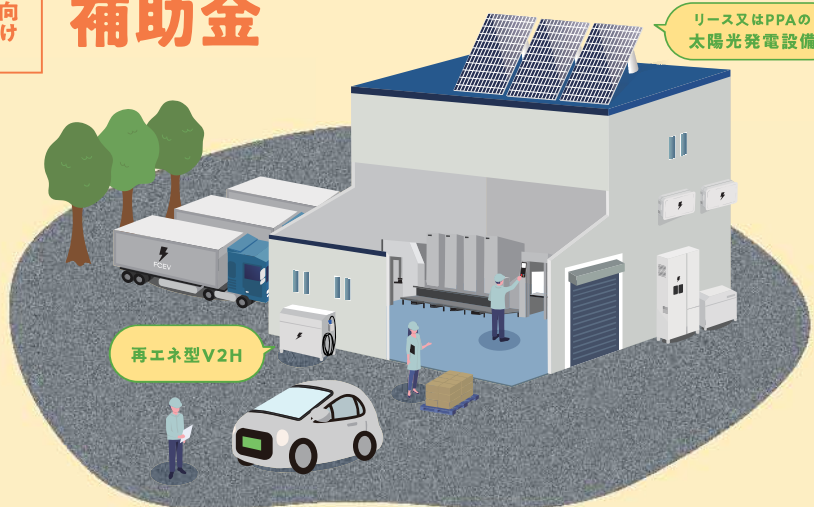
【注意】補助金の一部に地域脱炭素推進交付金(環境省)を活用しますので、国の補助制度の適用を受ける施設は対象外となります。



市内事業所に、自家消費型の太陽光発電をリース、PPAで設置、
又は再エネ型V2Hを設置する企業様へ

事業者向け

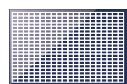
太陽光発電設備設置事業費補助金



リース又はPPAの
太陽光発電設備

再エネ型V2H

対象となる機器



リース又はPPAの
太陽光発電設備



さらに/
再エネ型V2H

補助金額

※補助対象設備の要件及び補助対象経費について、詳細は市HPに掲載の要綱をご覧ください。

種別	リース事業間接補助	PPA事業間接補助	再エネ型V2H※
補助率	5万円/kW(太陽光出力)	5万円/kW(太陽光出力)	1/2+10万円
補助上限額	最大250万円	最大250万円	最大85万円

※再エネ型V2Hについては、同時にリース又はPPAで太陽光発電設備を導入し、「事業者向け太陽光発電設備設置事業費補助金(太陽光発電設備設置に対する補助)」の交付決定を受けている場合に限り

申請受付期間 令和8年4月1日(水)～令和9年2月15日(月)※ただし予算額に達した時点で受付を終了いたします。

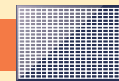
申請にあたっては、補助金交付要綱等を必ずご確認ください。

【注意】補助金の一部に地域脱炭素推進交付金(環境省)を活用しますので、国の補助制度の適用を受ける施設は対象外となります。

詳細は
こちら▶



リース又はPPAの太陽光設備導入の場合



補助対象者



リース
事業者

市内事業者に対してリースにより
太陽光発電設備を貸与する事業者



PPA
事業者

市内事業者に対してPPAにより
電気を供給する事業者

※補助対象設備の設置工事を市内事業者が請け負っていること。
※太陽光発電設備等の導入される場所は、市内の事業所内であること。
※太陽光発電設備は以下の要件を満たしている必要があります。

- FIT制度又はFIP制度の認定を取得していないこと
- 自己託送を行わないこと
- 未使用のものであること
- 毎月の発電電力量や電気使用量が確認できる設備であること(必要に応じて計測器を設置)
- J-クレジット制度への登録を行わないこと

申請の流れ



交付決定前に着手する場合、事前着手届の提出が必要です。

完了実績報告書提出期限 事業完了日から2か月以内に提出。ただし、令和9年2月15日(月)より後には提出できません。
※事業完了日とは、リース契約又はPPA契約の締結日、もしくは補助対象設備設置工事費の支払完了日のいずれか遅い日

太陽光発電設備に加えて、V2Hの設置も補助対象となります /

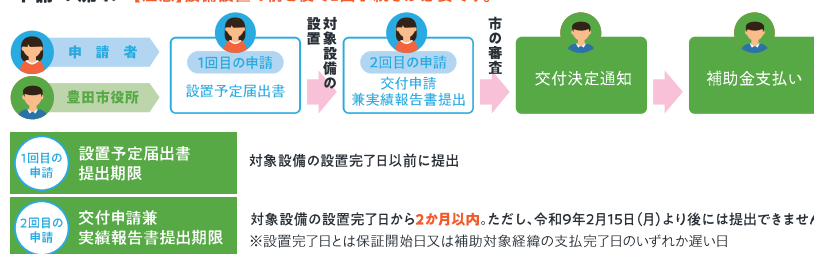
再エネ型V2H導入の場合



補助対象者 注意:補助金の申請は1事業者につき同一年内1台までです!

- ✓ 上記太陽光発電設備の付帯設備として導入すること
(交付決定時点において、上記太陽光発電設備が、本補助金の交付決定を受けていること)
- ✓ 要綱で定める耐用年数を経過するまでの間、J-クレジット制度への登録をしないこと
- ✓ 豊田市内に本社、支社、支所、営業所などを置く事業者(補助金の申請時に市が発行する事業証明書の提出が可能な事業者)
- ✓ 豊田市税を滞納していない

申請の流れ 【注意】設備設置の前と後で2回手続きが必要です。



1回目の申請 設置予定届出書提出期限 対象設備の設置完了日以前に提出

2回目の申請 交付申請兼実績報告書提出期限 対象設備の設置完了日から2か月以内。ただし、令和9年2月15日(月)より後には提出できません。
※設置完了日とは保証開始日又は補助対象経緯の支払完了日のいずれか遅い日

豊田市の企業向け脱炭素支援策

令和8年度

本市における脱炭素関連の主な支援策を紹介します。詳細は二次元コードをご参照ください。

●カーボンニュートラル相談窓口(中小企業者向け)

豊田市内に事業所がある中小企業者を対象に、カーボンニュートラルや省エネに関して相談できる窓口を設置。

ポイント

- ①業種不問・無料で相談可 ②専門家によるアドバイス
- ③オンラインも対面(ものづくり創造拠点SENTAN)も対応

お問合せ先

次世代産業課 TEL0565-47-1250

詳しくは
こちら▶



●豊田市脱炭素スクール

豊田市内に事業所がある企業を対象に、脱炭素経営のポイントや省エネ推進・再エネ導入の実践手法を学ぶ連続講座を開講。スクール内では講義の他、他社交流も踏まえたグループワークを実施。

お問合せ先

環境政策課 TEL0565-34-6650

「受講生の声」や開校情報の詳細はこちら▶



●グリーン電力証書の販売

本市で活動する事業所及び団体を対象に、渡刈クリーンセンターでバイオマス発電した電力から発生した、「グリーン電力証書」を販売。

お問合せ先

環境政策課 TEL0565-34-6650

詳しくは
こちら▶



●豊田市設備投資奨励金

市内で製造業・ソフトウェア業等に属する事業を営む会社が、温室効果ガスの排出量削減等を目的として行う設備投資に要する費用の一部を補助。

対象設備

専ら生産、研究又は開発の用に供する償却資産

最低投資額

中小企業1,000万円、
大企業3億円

補助率

中小企業20%、
大企業10%

※市場規模拡大分野に該当する場合は、補助率を10%上乗せ

※指定申請受付期限:事業着手の30日前までに奨励事業者の指定申請を行う必要があります。

事業着手の定義は案件ごとに異なるため、お早めに御相談ください。

お問合せ先

産業振興課 TEL0565-34-6641

詳しくは
こちら▶



●豊田市新エネルギー活用促進補助金

補助対象事業者 市内で製造業、運輸業の一部又はソフトウェア業等を営む中小企業若しくは中堅企業

補助金額

- ・再エネ発電設備は対象経費の1/2、上限3,000万円
- ※豊田市SDGs認証(ゴールド、シルバー)の場合対象経費の2/3、上限4,000万円
- ・水素活用設備は対象経費の1/2、上限は設備に応じて最高1億円

お問合せ先

産業振興課 TEL0565-34-6641

詳しくは
こちら▶



●豊田市FCトラック普及促進事業補助金

補助対象事業者 FCトラックを導入し、市内事業者にとトラックを貸与する自動車リース事業者

補助金額

車両区分(大型・小型)により異なる。詳細はHP掲載の補助金交付要綱を確認。
豊田市SDGs認証による上乗せあり▶・ゴールド200万円・シルバー100万円

お問合せ先

環境政策課 TEL0565-34-6650

詳しくは
こちら▶



●豊田市カーボンニュートラル水素燃料費差支援補助金

補助対象事業者 市販の燃料電池自動車に供給可能な水素ステーション運用事業者

補助金額

水素1kgあたり714円。また、低炭素水素の場合、低炭素水素1kgあたり362円を加算。

お問合せ先

未来都市推進課 TEL0565-34-6982

詳しくは
こちら▶



●豊田市FCバス導入補助金

補助対象設備 燃料電池バス(一般乗合バス事業に限る)

補助金額等の詳細は、交通政策課にお問い合わせください。

お問合せ先

交通政策課 TEL0565-34-6603

●豊田市FCタクシー導入補助金

補助対象設備 燃料電池タクシー

補助金額等の詳細は、交通政策課にお問い合わせください。

お問合せ先

交通政策課 TEL0565-34-6603

●豊田市版環境減税(再生可能エネルギー発電設備減税)

10kW以上2,000kW未満の事業用太陽光発電システム等の固定資産税(償却資産)を課税初年度より3年間1/2とする。(課税標準の特例が適用される場合を除く)

※令和7年4月1日から取得のものは自家消費型のみが対象です。(ただし、令和7年12月31日までは経済産業大臣の認定を受けた設備も対象になります。)

お問合せ先

資産税課 TEL0565-34-6613

詳しくは
こちら▶



相談

普及

補助金

減税